

# 青森県報

号外第九十二号

平成二十七年  
十月三十日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

休猟区の指定……………(自然保護課) ……一  
特定猟具使用禁止区域の指定……………( 同 ) ……二

## 告 示

青森県告示第七百六十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名 称 東岳休猟区

2 区 域

青森市大字滝沢地区及び大字宮田地区国有林青森森林管理署三三三林班から三三九林班、三三二林班から三五四林班までの区域一円。(図面は別図一のとおり)

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から

平成三十年十月三十一日まで

二 名 称 大平休猟区

2 区 域

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国西小国山地内国有林青森森林管理署六三八林班、六三九林班の一部(い一小班、い三小班、い五小班、口小班)を除く、六四〇林班から六六二林班までの区域一円。(図面は別図二のとおり)

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から

平成三十年十月三十一日まで

三 名 称 島田休猟区

2 区 域

南津軽郡大鰐町大字島田所在国有林津軽森林管理署五八一林班から五九八林班までの区域(図面は別図三のとおり)

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から

平成三十年十月三十一日まで

四 名 称 喜良市休猟区

2 区 域

五所川原市金木町金木地内県道屏風山内真部線と市道神明一線との交点を起点とし、同点から同市道を北に進み市道大東ヶ丘線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み金木山併用林道との交点に至り、同点から同林道を北東に進み大倉沢との交点に至り、同点から同沢を北東に進み東津軽郡蓬田村と五所川原市の市村界に至り、同点から同市村界を南東に進み同村、同市及び青森市との市村界に至り、同点から同市村界を南東に進み県道屏風山内真部線との交点に至り、同点から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図四のとおり)

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から

平成三十年十月三十一日まで

五 名 称 森田休猟区

2 区 域

つがる市森田町山田地区内県道山田鱒ヶ沢線と県道山田鶴田線との交点を起点とし、同点から同県道を南東に進みつがる市と北津軽郡鶴田町の市村界との交点に至り、同点から同市村界を南東に進み弘前市とつがる市の市界との交点に至り、

同点から同市界を西に進み西津軽郡鰯ヶ沢町とつがる市の市町界との交点に至り、同点から同市町界を北西に進み県道山田鰯ヶ沢線との交点に至り、同点から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図五のとおり)

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から

平成三十年十月三十一日まで

六1 名称 野佐掛休猟区

2 区域

町道夏焼・道地線と町道宇坂道・五十貫田線の交差する場所を起点とし、同点から町道夏焼・道地線に沿って南西へ進み、町道清水頭・奥入瀬無線中継所線へ接続し、同線を西に進み上田・唐松林道と交わった点から同林道を南下し、その途中で第一唐松林道へと入ったのち東へ進み、途中から第二野左掛林道に接続し、同林道を北東へと進み、町道沼ノ沢・寺下・唐松線へ接続したのち、同線をさらに北上すると、町道宇道坂・五十貫田線と交差し、同線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図六のとおり)

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から

平成三十年十月三十一日まで

七1 名称 有戸休猟区

2 区域

国道二七九号線と町道中菟線が交差する点を起点とし、国道二七九号線を南下し、県道五号線と交差した点から同県道を東へ進み、町道豊畑・柵線と交差した点から同線を北上し、町道中菟線と交差した点から同線を西へ進み、起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図七のとおり)

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から

平成三十年十月三十一日まで

八1 名称 泊休猟区

2 区域

国道三三八号線と、六ヶ所村と東通村の町村境が交差した点を起点とし、同境を南下し、横浜町との町村境と交差し、同境を南下して県道一七九号線と交差した点から同県道を東へ進み、国道三三八号線と交差し、同国道を北へ進み起点に至る

至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図八のとおり)

3 存続期間

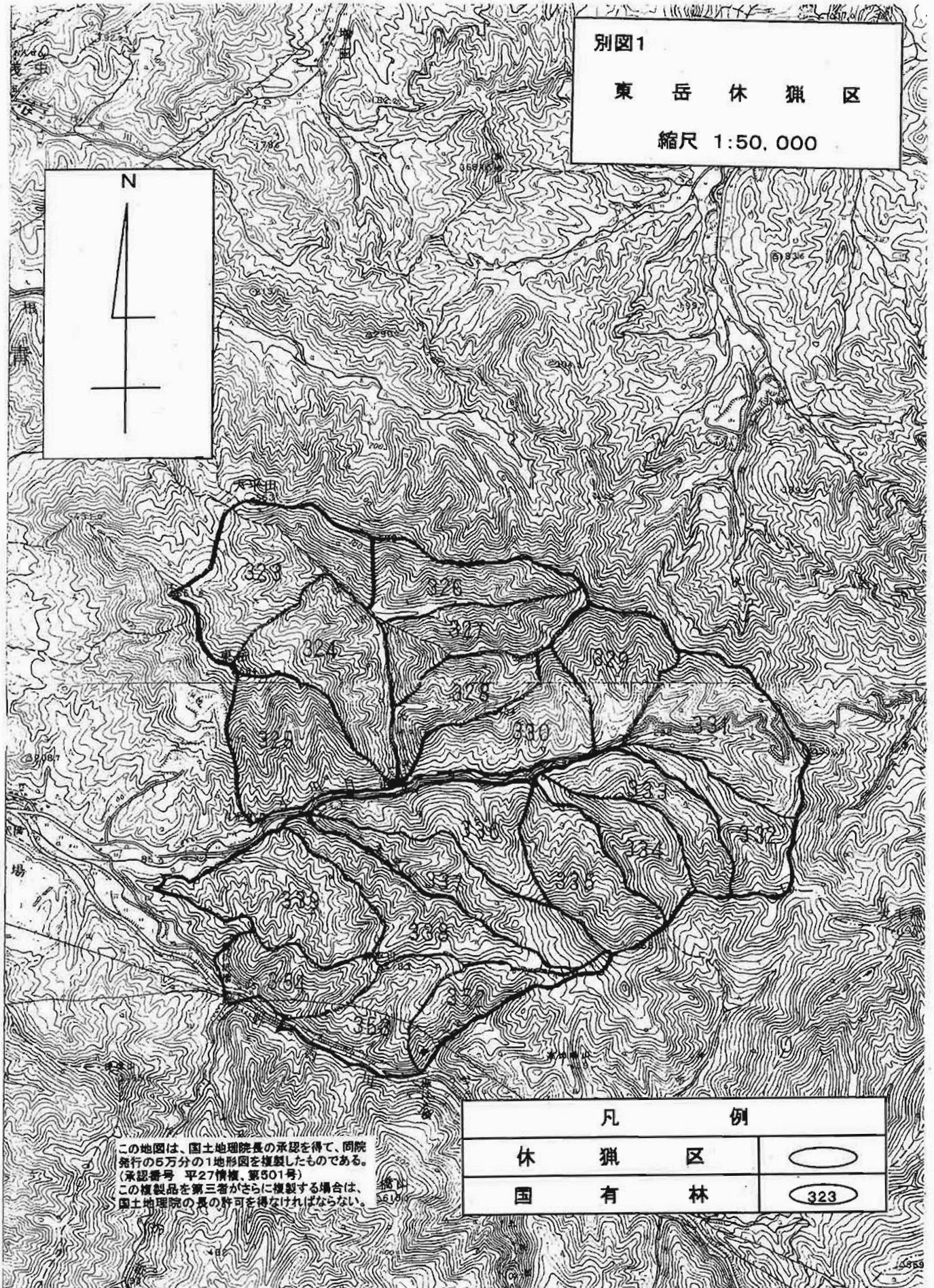
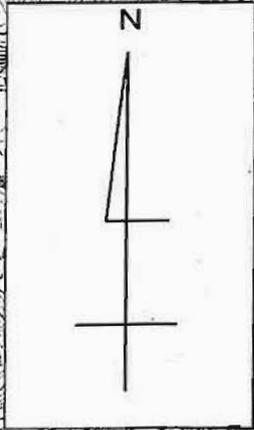
平成二十七年十一月一日から

平成三十年十月三十一日まで

別図1

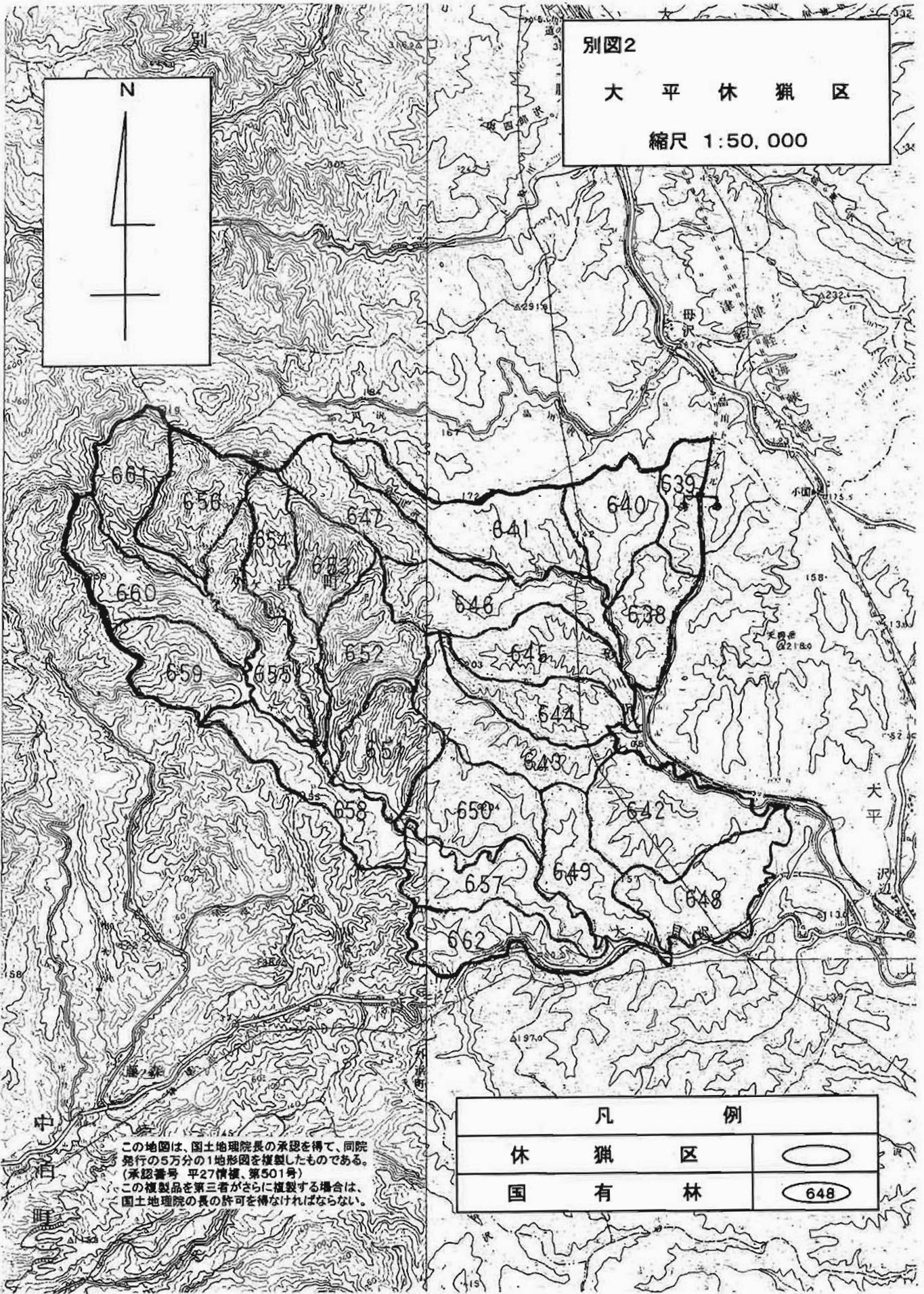
東 岳 休 獵 区

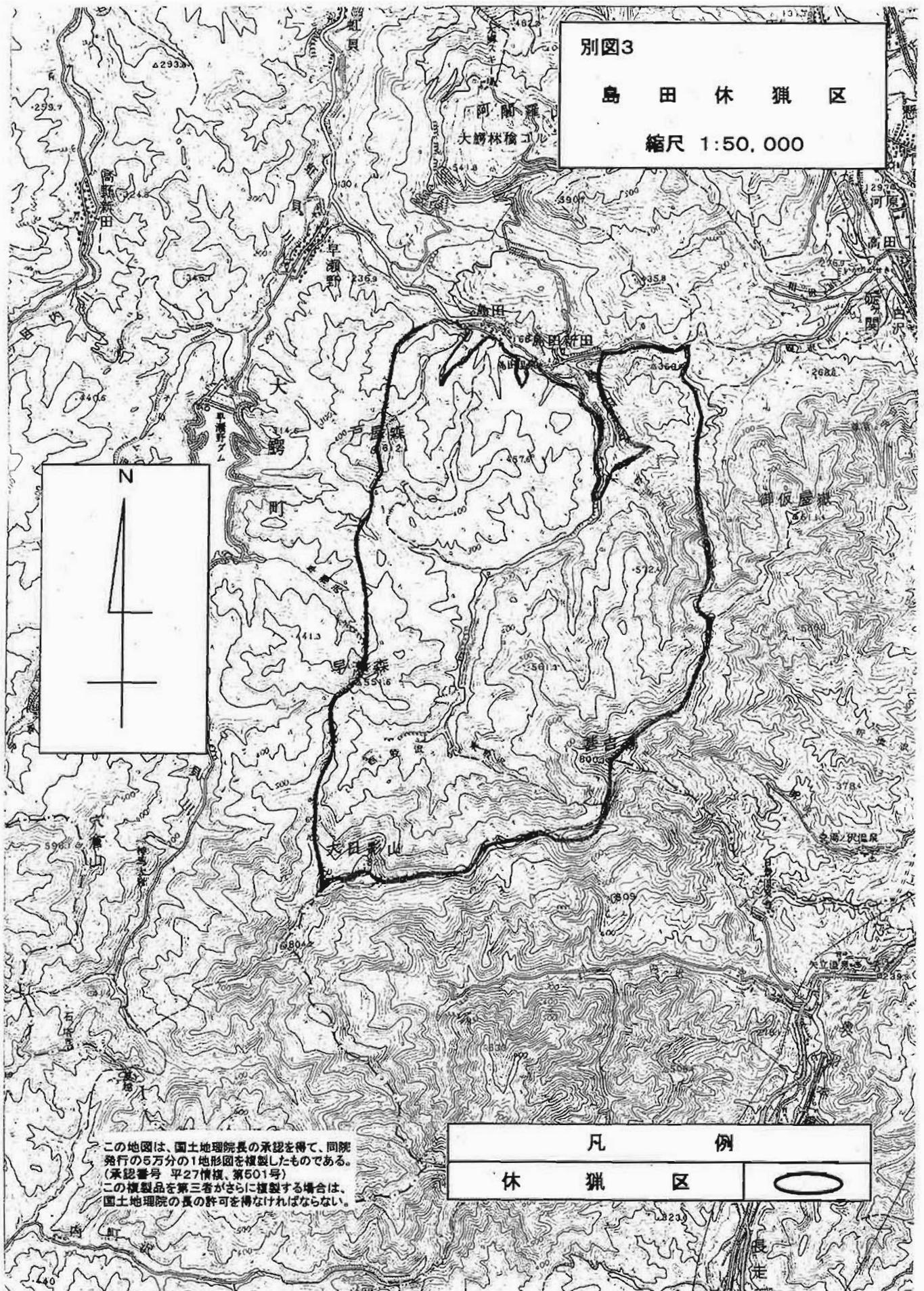
縮尺 1:50,000



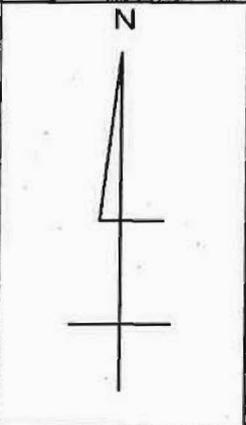
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
 (承認番号 平27情権、第501号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、  
 国土地理院長の許可を得なければならない。

凡 例	
休 獵 区	
国 有 林	





別図3  
島 田 休 猟 区  
縮尺 1:50,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
(承認番号 平27情模、第501号)  
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

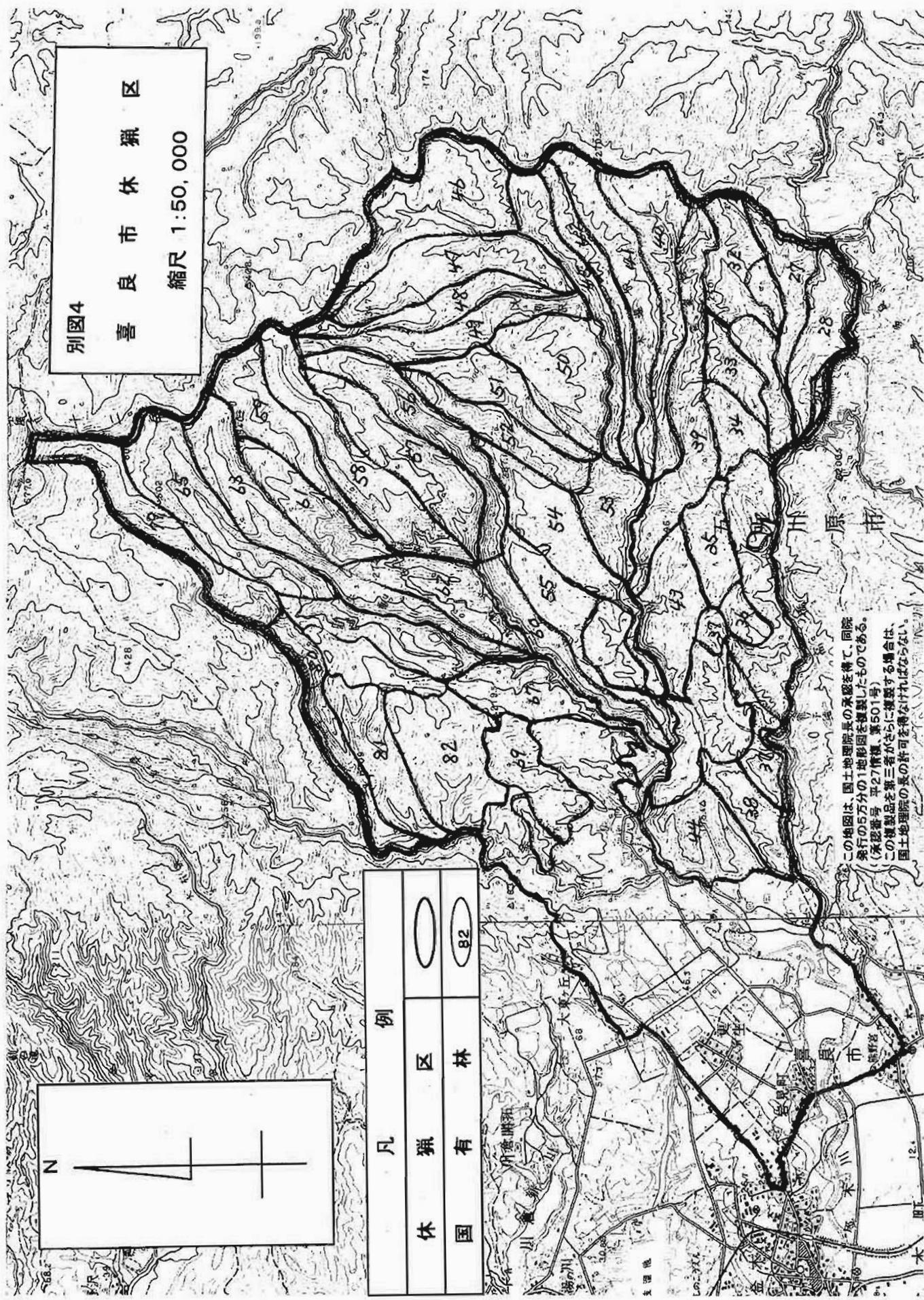
凡 例	
休 猟 区	

長  
走

別図4

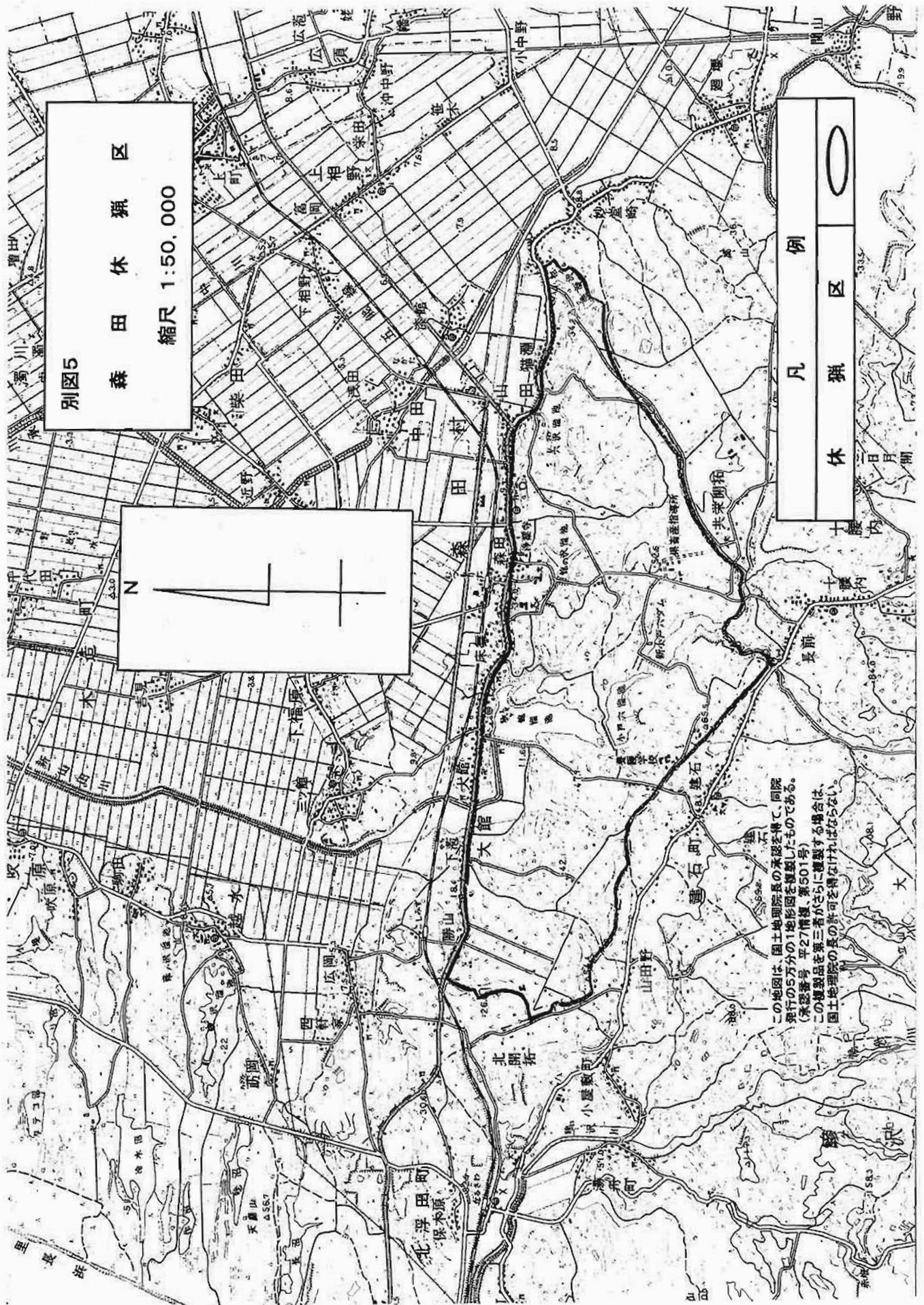
喜良市休獵区

縮尺 1:50,000

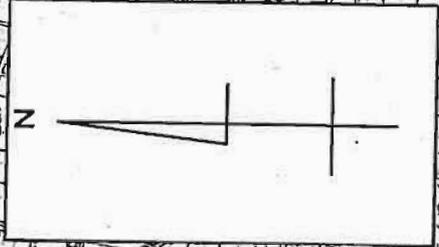


凡 例	
休 獵 区	○
国 有 林	○B2

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院  
 発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
 (承認番号 平27第14号 第501号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、  
 国土地理院の長の許可を得なければならない。

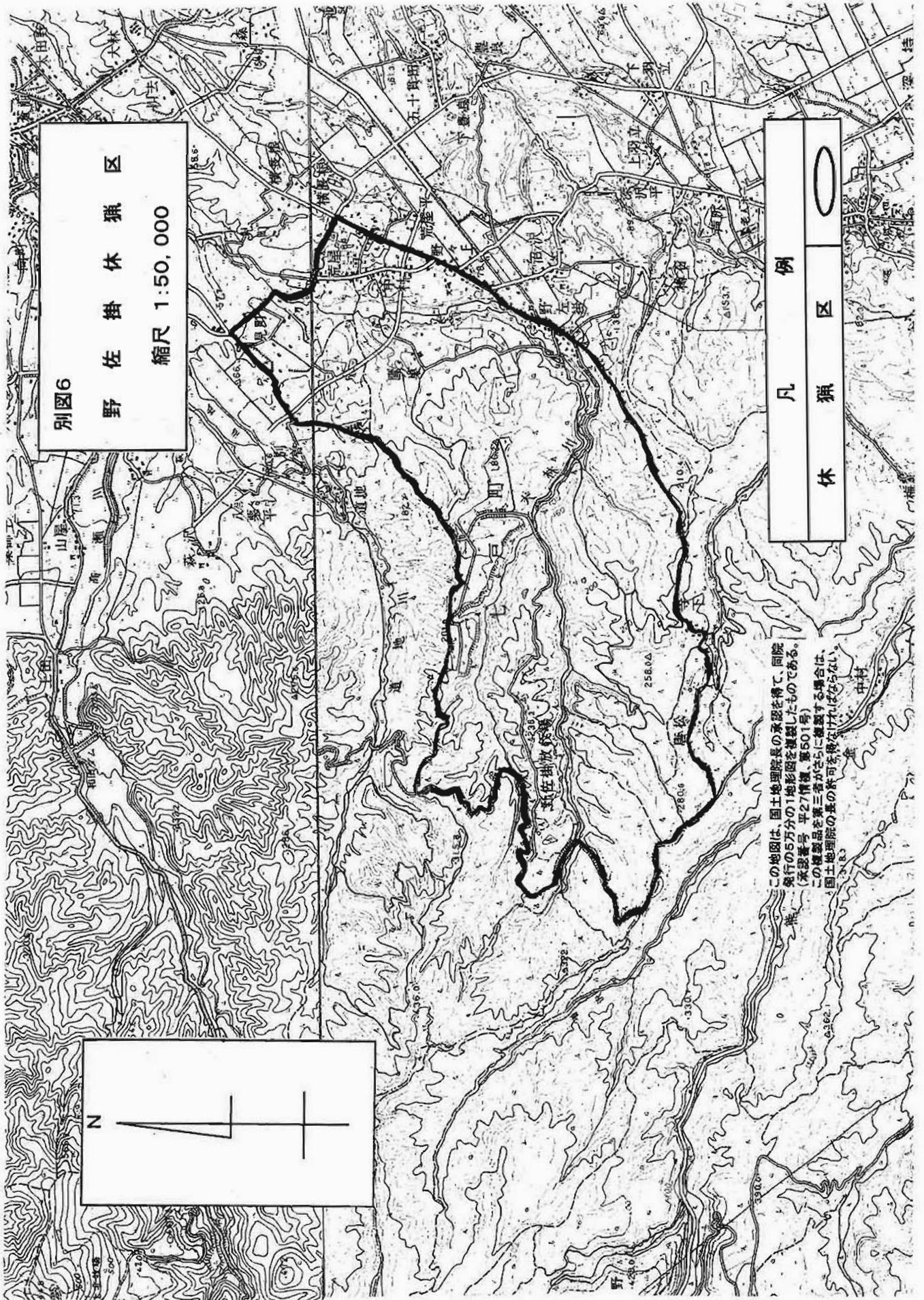


別図5  
森田休猟区  
縮尺 1:50,000



例  
凡 休 猟 区

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
(承認番号 平27情復、第501号)  
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならぬ。



別図6  
野佐掛休猟区  
縮尺 1:50,000

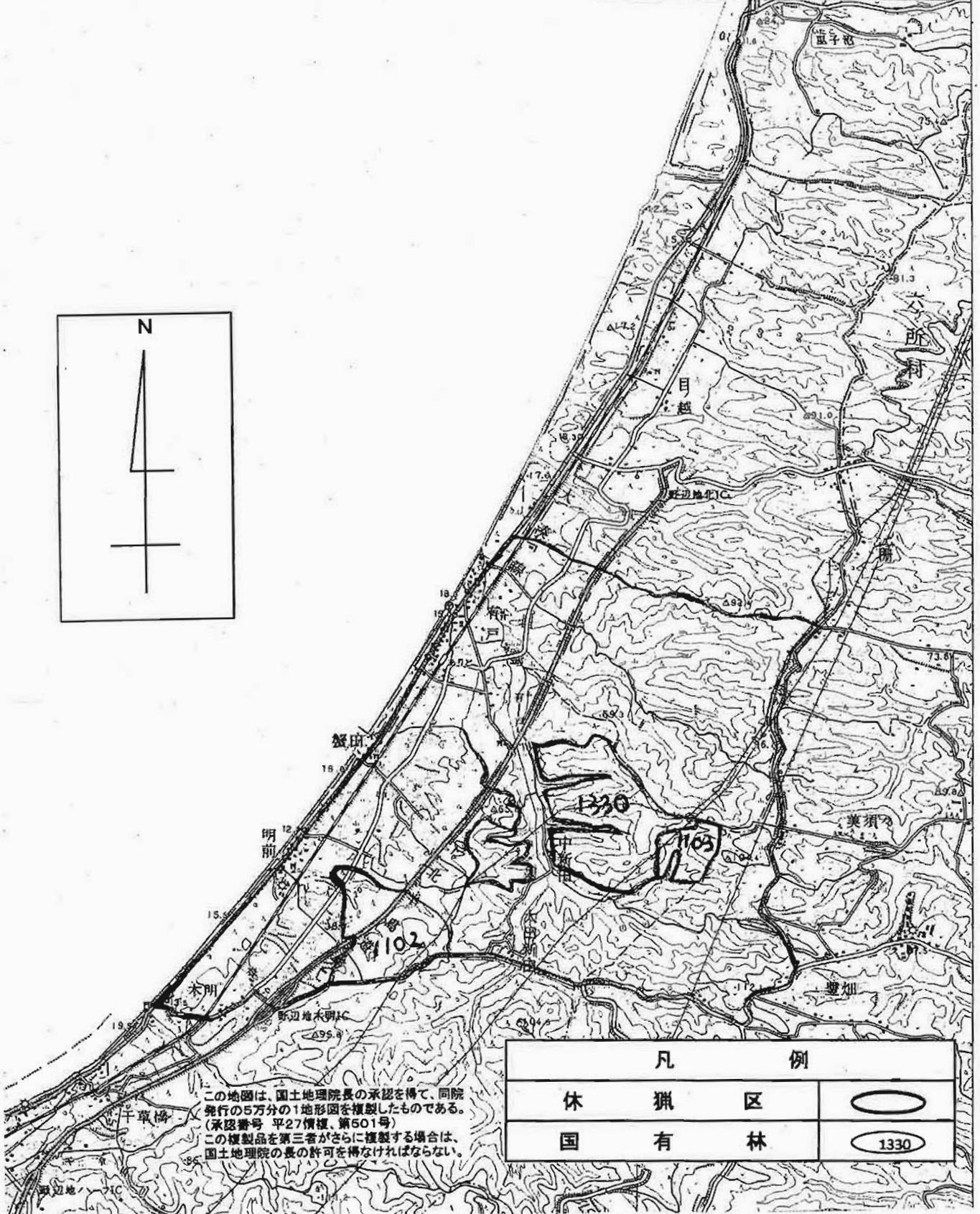
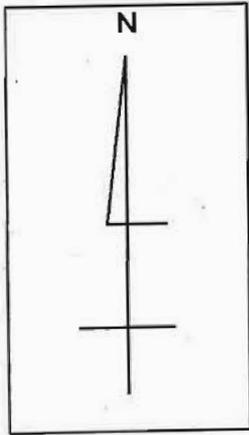
例  
凡 休 猟 区

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
(承認番号 平27情測 第501号)  
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならぬ。  
(J.N.R.)

別図7

有 戸 休 獵 区

縮尺 1:50,000



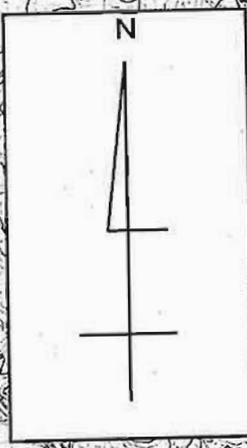
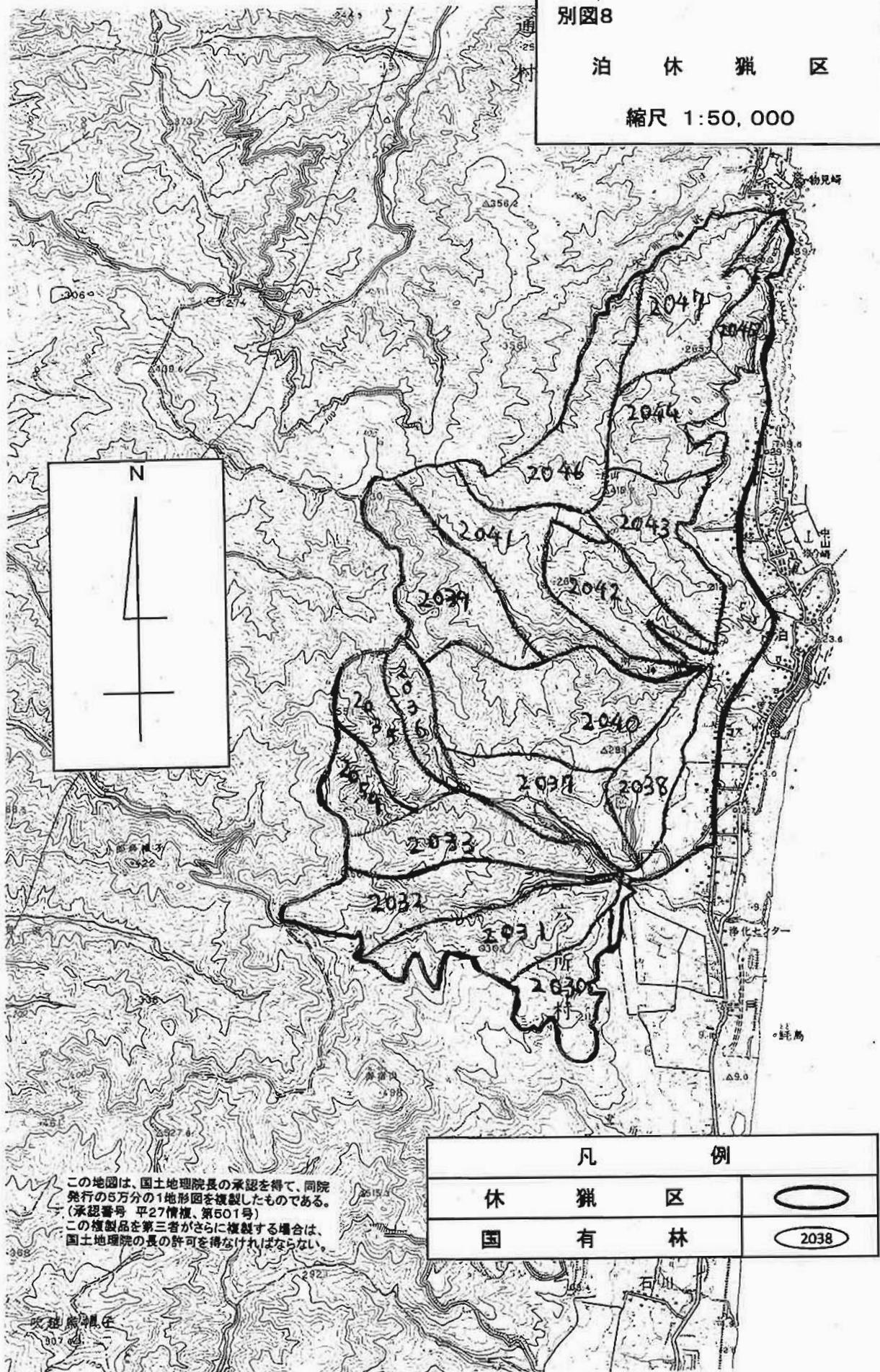
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
 (承認番号 平27情複、第601号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、  
 国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡 例	
休 獵 区	
国 有 林	

別図8

泊 休 獵 区

縮尺 1:50,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
 (承認番号 平27情復、第501号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院長の許可を得なければならない。

凡 例	
休 獵 区	
国 有 林	

青森県告示第七百六十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名 称 尾山頭特定猟具使用禁止区域（銃猟）

2 区 域

上北郡七戸町字尾山頭地内の町道上原子尾山頭線と町道坪尾山頭線との交点を起点とし、同点から町道坪尾山頭線を南東に進み県道後平青森線との交点に至り、同点から県道後平青森線を西に進み町道上原子尾山頭線との交点に至り、同点から町道上原子尾山頭線を北に進み独立行政法人種苗管理センター上北農場管理道との交点に至り、同点から独立行政法人種苗管理センター上北農場管理道を北西に進み七戸町と東北町との町界との交点に至り、同点から七戸町と東北町との町界を南東に進み町道上原子尾山頭線との交点に至り、同点から町道上原子尾山頭線を南に進み起点に至る線で囲まれた区域一円とする。（図面は別図一のとおり）

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から  
平成三十七年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

二 名 称 櫛引特定猟具使用禁止区域（銃猟）

2 区 域

八戸市大字櫛引字下河原地内馬淵川左岸と国道一〇四号との交点を起点とし、同点から同国道を東に進み県道櫛引上名久井三戸線との交点に至り、同点から同県道を南に進み八戸自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を北西に進み市道一日市高岩線との交点に至り、同点から同市道を東に進み青い森鉄道線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道一日市矢沢一号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道雇用促進住宅ひといち宿舎線との交点に至り、

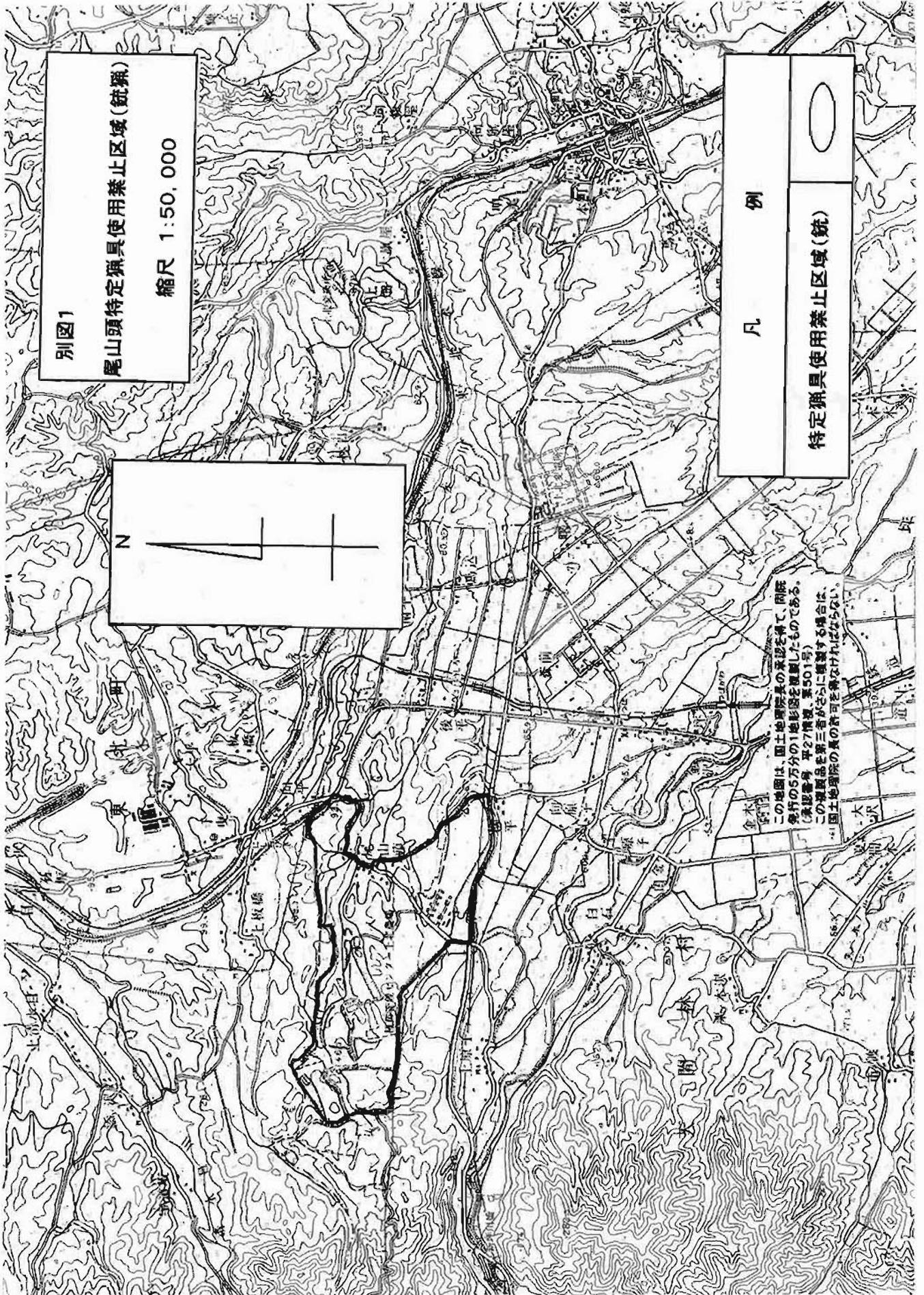
同点から市道雇用促進住宅ひといち宿舎線を東に進み大字櫛引字前田二九番六と二九番一二との地番界との交点に至り、同点から同地番界を東に進み、さらに大字櫛引字前田二九番六と二九番七、二九番六と三三番一四、二九番六と三三番三〇、二九番六と三三番二、三三番二と三三番一、三三番三と三三番二六との地番界を東に進み大字櫛引字下河原七八番との交点に至り、同点から大字櫛引字下河原四三番と四四番との地番界に直線で至り、同点から同地番界を東に進み馬淵川左岸との交点に至り、同点から同河川を南に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図二のとおり）

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から  
平成三十七年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

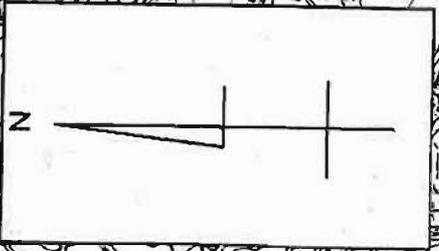
銃



別図1

尾山頭特定猟具使用禁止区域(銃弾)

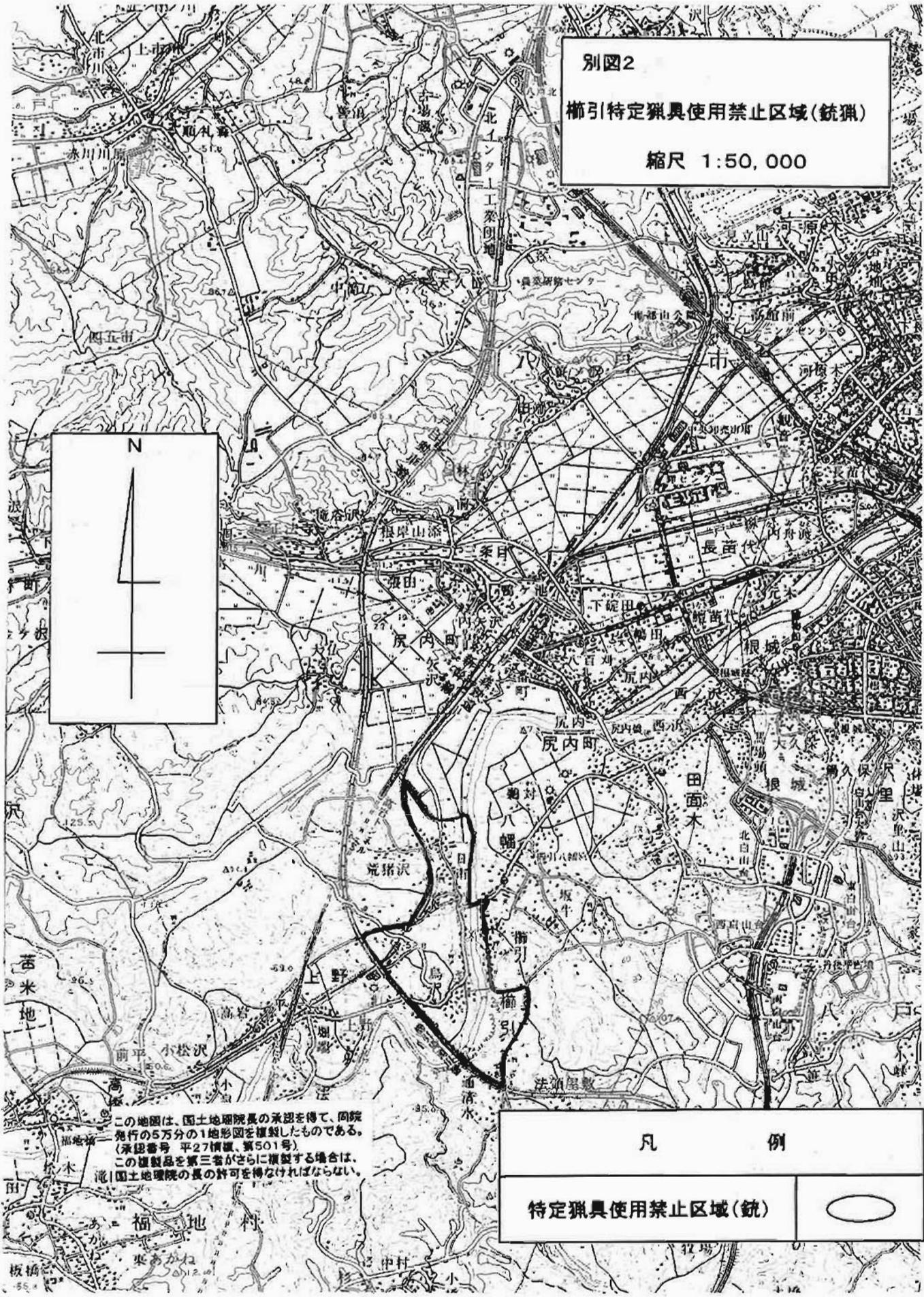
縮尺 1:50,000



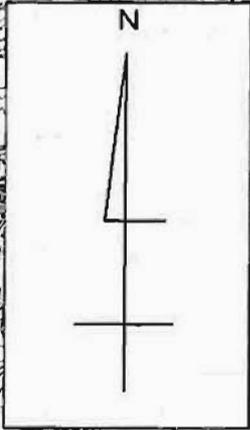
凡 例

特定猟具使用禁止区域(銃)

この地図は、国土地理院集の基図を得て、図院  
 発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
 (承認番号 平27情製、第501号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、  
 ①国土地理院の集の高可を併なければならぬ。



別図2  
 櫛引特定猟具使用禁止区域(銃)  
 縮尺 1:50,000



この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平27情復、第501号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土院院長の許可を得なければならない。

凡	例
特定猟具使用禁止区域(銃)	

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭